

# 議 案 書

令 和 5 年 3 月

第 1 回 定 例 会

( 後 送 分 )

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
4 6	松山市保育所及び小規模保育事業所条例等の一部改正について		1

令和5年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市保育所及び小規模保育事業所条例等の一部改正について

松山市保育所及び小規模保育事業所条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市保育所及び小規模保育事業所条例等の一部を改正する条例

(松山市保育所及び小規模保育事業所条例の一部改正)

第1条 松山市保育所及び小規模保育事業所条例(昭和39年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号ア中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2号ア中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同条第3号ア中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

(松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3号、第56条第2項並びに第57条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第72条第5項中「当該指定療養介護事業者」を「当該指定療養介護事業所」に改める。

(松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 松山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第69号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 特定児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条及び次条において同じ。

）は、児童の安全の確保を図るため、当該特定児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた特定児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他特定児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。

）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特定児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 特定児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 特定児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第9条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第12条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第12条 特定児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 特定児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 特定児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講じる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(松山市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第5条 松山市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第1号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

(松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講じる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第50号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

#### 第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2

項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表第12条の部を次のように改める。

第12条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については，その保育。以下同じ。）
	及び	並びに

第13条第1項の表第19条第1項の部援助の項中「（満3歳未満の園児については，その保育。以下同じ。）」を削り，同表第39条の部保育所の長の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長」に改め，同条第2項中「同条中」を「同条第1項中」に，「「入所者」を「同条第2項中「入所者」に改め，「便所」と」の次に「，「保育所の設備及び職員については，」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって，」と，設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって，」と」を加える。

付則第11項中「前2項」を「前4項」に，「又は市長」を「，市長」に，「をもって」を「並びに看護師等をもって」に，「並びに市長」を「，市長」に，「認める者の総数」を「認める者並びに看護師等の総数」に改め，同項を付則第13項とし，付則第10項の次に次の2項を加える。

11 第5条第3項の表備考第1号に定める者については，当分の間，1人に限って，当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師，看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし，満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については，子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し，かつ，当該看護師等が保育を行うに当たって同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。



- 1 2 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザ

一その他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講じる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

（松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第10条 松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条中第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

8 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

9 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

付則第4項中「第7項」を「第8項」に改める。

付則第7項の表に次のように加え、同項を付則第8項とする。

付則第7項	第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格	看護師等
-------	------------------------------	------

を有する者
-------

付則第6項の次に次の1項を加える。

- 7 第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（松山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第11条 松山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 8 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第52号）第1条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第7条に次の1項を加える。

- 8 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第41条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障

害児等に対する事業所外での活動，取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導，従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し，当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は，従業者に対し，安全計画について周知するとともに，前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は，障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう，保護者に対し，安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は，定期的に安全計画の見直しを行い，必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第41条の3 指定児童発達支援事業者は，障害児の事業所外での活動，取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは，障害児の乗車及び降車の際に，点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により，障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は，障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは，当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え，これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第60条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず，保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し，又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは，障害児の支援に支障がない場合に限り，障害児の支援に直接従事する従業者については，これら児童への保育に併せて従事させることがで

きる。

第68条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第97条及び第102条中「第39条の2」の次に「、第41条の2、第41条の3第1項」を加える。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(安全計画の策定等に係る経過措置)
- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定による改正後の松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「新特定児童福祉施設基準条例」という。)第6条の2(保育所に係るものを除く。)、第6条の規定による改正後の松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2及び第11条の規定による改正後の松山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(付則第6項において「新指定通所支援基準条例」という。)第41条の2(第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新特定児童福祉施設基準条例第6条の3第2項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないこ

とができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、第9条の規定による改正後の松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

5 施行日から令和6年3月31日までの間、第10条の規定による改正後の松山市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例第11条第9項に規定する自動車を認定こども園において運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えて同条第8項に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

6 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第41条の3第2項（第59条、第63条、第77条、第84条、第85条及び第89条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）等の改正に伴い特定児童福祉施設の運営に関する基準等に関し安全計画の策定等を定めるとともに、子ども・子育て支援法等の改正に伴い所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

